

会報

2012
3

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

No.449

東日本大震災により被災された皆様に哀心よりお見舞いを申し上げます。
皆様の安全と被災地の日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。



建設業協会による口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ防疫対策、新燃岳噴火道路降灰対策への参加状況								
防疫 種別	口蹄疫防疫対策 (平成22年4月20日～平成22年8月27日)			高病原性鳥インフルエンザ (平成23年1月22日～平成23年2月28日)		道路降灰除去作業 (平成23年2月4日～平成23年2月18日)		
埋却 作業	バックホウ	2,913台	オペレータ 3,462人	バックホウ	372台	オペレータ 168人	道路清掃車(鹿児島)	65台
	ダンプT	1,664台	オペレータ 852人	ダンプT	106台	オペレータ 94人	散水車(鹿児島)	63台
	ユニック	272台	オペレータ 111人	ユニック	14台	オペレータ 3人	散水車(国土交通省)	12台
	ショベル	513台	オペレータ 422人	ショベル	21台	オペレータ 17人	散水車(小型)	5台
	ブルドーザ類	329台	オペレータ 138人	ブルドーザ類	29台	オペレータ 26人	ダンプトラック(4t～2t)	186台
	発電機	1,057台					タイヤショベルカー	45台
	水中ポンプ	562台					連絡車	
	照明器	371台		照明器	113台		軽トラック	8台
	数値板	27,858枚		数値板	920枚		歩道清掃車	4台
	作業員	468人		作業員	68人		オペレータ(人)	計 394人
	オペレータ計 4,885人			オペレータ計 308人				
周辺 作業	バックホウ	75台		バックホウ	6台		交通誘導員A	5人
	単管、足場材、丸太等多数						交通誘導員B	46人
消毒 作業	作業員	138人		作業員	50人		班長	44人
	作業車	1,901台		作業車	272台		歩道清掃員	9人
	発電機	2,520台		発電機	1,084台		作業員	22人
	動機	283台		動機	689台			
	照明器具	2,243台		照明器具	1,275台			計 520人
	作業員	11,538人		作業員	2,933人			

※参加状況表については、専断のみに記載

※参加状況表については、要所のみ記載

22年度 宮崎県建設業協会

口蹄疫・鳥インフルエンザ防疫対策、新燃岳降灰清掃等作業

昨年より、未曾有の被害をもたらした災害について、本県の復興・再建に向けても忘れてはならないことである。その意味においても、建設業の防疫対策・降灰除去作業を振り返ることとしたい。

(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成24年3、4月行事予定	1
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第11回常務理事会を開催	3
2. 第10回県土整備部との意見交換会を開催！	4
3. 2級建設業経理士に係る受験準備講座を開催	6
4. 2級建設業経理士登録講習会を開催	6
5. 1級建設業経理士登録講習会を開催	6
6. 宮崎市からのお知らせ(宅地販売のご案内)	7
7. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！	9
8. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！	10
◇雇用改善コーナー	
1. 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金のご案内	11
2. 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金のご案内	13
3. 若年者等正規雇用化特別奨励金(拡充版)のご案内	15
4. 雇用・能力開発機構の廃止に伴う各種助成金申請先変更について	17
◇技士会	
1. 平成24年度1級(学科)2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	18
2. 平成24年度1・2級土木施工管理技術検定試験の願書受付について	18
3. 平成23年度2級土木施工管理技術検定試験の合格発表	19
4. 平成24年度監理技術者講習の日程お知らせ	20
◇建退共	
1. 共済証紙の購入について	21
2. 建退共宮崎県支部取扱状況(1月分)	22
◇厚生年金基金	
1. 事業概況(1月分)	22
◇建災防	
1. 建設業における労働災害防止するための取組について	23
2. 平成23年度建設業年度末労働災害防止強調月間について	23
◇火薬協会	
1. 宮崎市に係る火薬類取締法の事務が宮崎県から宮崎市に移譲されます。	26
2. 平成24年の火薬類保安講習会の開催について	28
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向(1月分)について	29
2. 中間前金払制度のご案内	30
3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』 実施期間延長のお知らせ	31

平成24年3月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	木			
2	金	宮崎県建設業協会職員研修会 宮崎県建設業協会青年部連合会理事会		
3	土			
4	日			
5	月			
6	火		基金代議員会	
7	水	宮崎県建設業協会第2回土木委員会		
8	木			
9	金	宮崎県建設業協会常務理事会並びに 県土整備部との意見交換会 宮崎県建設業協会「建設業の諸課題 に関する研修会」		
10	土			
11	日	平成23年度(下期)1～4級建設業 経理検定試験(宮崎観光ホテル)		
12	月		車両系建設機械(整地・掘削) 運転技能講習(17日まで清武)	
13	火			
14	水	九州技士会事務局長会議(福岡)	基金九地協職員意見交換会(福岡)	
15	木	建設業振興基金参与会(東京) 全国建産連総務・広報・構造改善委員会 合同会議(東京)	建災防本部理事会(東京)	
16	金	全国建設業協会 正・副会長会議、理事会(東京)	建退共本部運営委員会(東京) 災防団体連絡協議会(宮崎) 基金資産運用説明会(福岡) 基金納入告知書発送	
17	土			
18	日			
19	月		基金九総協役員会(福岡)	
20	火	春分の日	春分の日	春分の日
21	水			
22	木	全建専務・事務局長会議(東京) 建設業振興基金全国協議会(東京) 宮崎県議会2月定例会閉会		
23	金	「東日本大震災に学ぶ」講演会 (宮崎県建設業協会共催)	建退共本部支部事務局長会議(東京) 基金九地協職員意見交換会(鹿児島)	
24	土			
25	日			
26	月			
27	火			
28	水			
29	木	全国技士会理事会(東京)		
30	金			
31	土			

平成24年4月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	㊤			
2	月			
3	火			
4	水		熱中症予防指導員研修（清武）	
5	木			
6	金	九州建設業協会 会長会議・専務理事会議（福岡）	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育（7日まで清武）	
7	土			
8	㊤			
9	月			
10	火		コンクリート造の工作物の解体等作業主任者講習（11日まで延岡）	
11	水			
12	木			
13	金		高所作業車運転技能講習（15日まで清武）	
14	土			
15	㊤			
16	月		基金納入告知書発送	
17	火		職長・安全衛生責任者教育（18日まで清武）	
18	水			
19	木		基金九地協宮崎部会総会（宮崎）	
20	金		基金九地協事務職員研修会（宮崎） 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（21日まで清武）	
21	土			
22	㊤			
23	月			
24	火		足場組立て等作業主任者技能講習（25日まで清武）	
25	水	全国建設業協会正・副会長会議、理事会（東京）		
26	木			
27	金	宮崎・日向地区建設業協会総会	低圧電気取扱い業務特別教育（清武）	
28	土			
29	㊤	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	㊤	振替休日	振替休日	振替休日

県協会 会員の動き（2月1日～29日）

【退 会】

地 区 名	会 社 名	代 表 者 名
都 城	(有) 池 沢 組	永 吉 秋 浩
宮 崎	(有) 小 倉 建 設	丸 本 慎 一

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	脇 谷 産 業 (株)	代 表 者	齋 藤 淳 一	高 山 貴
		電 話 番 号	0985 - 73 - 0205	0985 - 73 - 8880
都 城	(株) 浜 広 工 業	代 表 者	浜 広 好 夫	浜 広 孝 藏
高 鍋	(株) 天 井 丸 建 設	代 表 者	高 山 貴	阪 東 和 博

宮崎県建設業協会

1. 第11回 常務理事会を開催

平成24年2月7日(火)午後1時30分、県建設会館2階「委員会室」において、全役員出席のもと開催された。
議題については次のとおり。

議題1 建設産業の再生と発展のための方策2011について

専務理事が資料1で説明し、業界自ら研修会を開催しようとするものであり、九州地方整備局と宮崎県と三者共催で開催するので、各地区からの応分の参加をすることで決定しました。



議題2 国土交通省の出先機関の存続要望について

事務局長が資料2で説明し、戦術を変えて経済団体として要望する方が説得力大として、要望書案が作成されたことについて、協議の結果、経済団体と一緒に活動していくことを了承された。

議題3 物価調査会・経済調査会への要望について

事務局長が日程等について資料3で説明し、2月28日13時30分から物価調査会・経済調査会への要望活動については、常務理事全員で要望活動を行なうことで決定した。

議題4 平成24年度全建会長表彰・被表彰者の推薦について

総務課長が資料4で説明し、基準・条件・年齢等すべて満たしていることを報告し、協議の結果全会一致で推薦することで承認された。

特別功績者（会社役員）表彰候補者			功績者（職員）表彰候補者		
都城	坂元 伝一郎（南星建設(株) 代表取締役）		日南	坂元 尚美（日南地区建設業協会）	
西都	宮本 優（(株)宮本組 取締役会長）				
延岡	高橋 猛（(資)高橋建設 代表社員）				
会社表彰候補者					
宮崎	(株) 仁 組 建 設		高鍋	パシフィック建設(株)	
串間	(株) 津 曲 建 設		日向	(株) 児 玉 組	
〃	(有) 江 藤 組		〃	高 蔵 土 木 (有)	
都城	段 建 設 工 業 (株)		延岡	川 口 建 設 (株)	
〃	都 北 産 業 (株)		〃	豊 松 建 設 (株)	
従業員表彰候補者					
日南	中村 敏治（富岡建設(株)）			宇津 ミツノ（(株)甲斐建設）	
都城	宮島 百合子（宮島建設(株)）		高千穂	甲斐 貴（(株)工藤興業）	

議題5 NPO法人主催、県建設業協会共催の東日本大震災に学ぶ講演会について

事務局長が資料6で説明し、協議の結果、3月23日(金)18:30～20:30宮崎市民プラザオルブライトホールでの講演会に県建設業協会が共催することで了承され、建設業界からも100名ほど参加要請があり、県央地区を中心に参加することで決定した。

議題6 平成24年度県協会通常総会における記念講演について

講師について事務局で交渉していたが、昨年5月「列島強靱化論」を発表している京都大学の藤井聡教授から快諾が得られたことを報告した。

議題7 直轄事業に地域維持型JV活用の当面の運用について

平成24年度に九州地方整備局で道路、河川、ダムの維持工事で100件程度本格運用を始めることが別紙のとおり記者発表され、既に1月21件公告されていることを資料8で事務局長が説明した。

議題8 平成24年度宮崎総合防災訓練の実施について

事務局長が資料9で説明し、国・県・市町村合同で、5月27日都城市大淀川河川敷で「水防訓練、新燃岳対応に関する訓練」、日南市油津地区で「地震訓練、津波訓練」が同時に行なわれるので、担当地区協会としても対応して行くことで了承された。

議題9 次回常務理事会の開催期日について

3月9日(金)国土交通省と県と県協会との三者合同開催の研修会と合わせて、当日は11:00から常務理事会、13:30～15:30研修会、16:00～17:00県土整備部との意見交換会とスケジュールが決定した。

その他 山崎副会長から、内水面漁業協同組合と河川工事を行なう施工業者間でのトラブルや協力金問題について県議会での質疑応答の資料を配布し、説明があった。これについては、各地区での実態を県協会事務局へ資料提出することで了承された。

以上、すべての議題を協議し終了した。

2. 第10回県土整備部との意見交換会を開催！

常務理事会に引き続き県建設会館5階会議室において、15:00から県土整備部との意見交換会を開催した。

1. 県土整備部出席者

管 理 課：江藤課長、奥課長補佐、
河野主幹、串間主幹、宮田主査
技術企画課：満留課長、駒松課長補佐、森主幹
奥松主幹、梅下主幹、日高主査
道路保全課：谷口課長、岡留課長補佐
営 繕 課：松元課長補佐、小川副主幹



2. 県からの情報提供・意見交換

(1) 土木一式工事における本店以外の営業所の取扱いについて

特 A・A については、平成 23 年度は常時混合入札として実施していたが、平成 24 年度より混合入札はなくなる。しかし、入札不調を受けた入札や、経済・雇用緊急対策による混合入札は現時点ではその取扱いが決まっておらず、本会の意見を伺ったが、この件に関しては、当局の方針に従うことでした承された。

また、工事においてはすべて事後公表で実施しており、統一するため、業務委託の予定価格の取扱いについても、平成24年度からすべて事後公表で行うことが説明された。その旨、ホームページに掲載されるということである。



(2) 産業開発青年隊の第3次募集について

現在14名の入隊希望があるが、最低20名は必要ということで募集の周知依頼があった。また、3月10日、青年隊の授業風景等オープンキャンパスにするので、一人でも多くの人に来てもらいたい旨説明があった。

(3) 橋梁工事の予測について

平成23年度予算から補強工事14億7千万円、耐震工事4億9千万円、合計19億6千万円ということであった。今後5年間80億円を要するため、1年当たり16億円ということであるが、来年度は、公共事業費450億円の内橋梁工事が20億円になるとのことであった。

(4) 橋梁シートの工種について

橋梁床版補強工事、コンクリート橋上部本体補修工事、橋梁下部補強工事について、とび・土工・コンクリート工事であるが、据付のみのプレテンション方式の実績があれば参加可能とし、地元業者が受注できる工面をしたいと説明があった。ポステンション方式を含め参加資格者約100～110社程度となるとのことである。

(5) 市町村の補修計画について

平成25年度までに全ての市町村が修繕計画を樹立する予定であり、橋梁数について、県は2000橋、市町村5500橋ということである。

(6) 地域精通度の評価基準(建築工事シート)の取り扱いについて

一般土木一式工事同様の取扱いとし、災害シートに替わる地域型を新設するとの説明があった。

3. 2級建設業経理士に係る受験準備講座を開催

3月に実施される建設業経理検定試験に向けた受験準備講座を、1月23日から25日まで3日間かけて宮崎県建設会館で開催し、23名が受講した。

本講座は、建設業会計知識の普及及び処理能力の向上を目的として、一人でも多くの合格者を輩出するために本会が平成20年度から実施しているものであり、染野公認会計事務所の染野公認会計士が試験対策も含め懇切丁寧に解説し、23名の受講者は熱心に学んだ。



2級建設業経理受験準備講座

4. 2級建設業経理士登録講習会を開催

本会は2月9日、宮崎県建設会館で2級建設業経理士登録講習会を開催し、県内各地から建設業の経理に携わる経理士58名の方が受講した。

今回開催した2級登録講習会は、講師に建設業経理通信教育研究所の渡邊一夫代表（1級建設業経理士）を招き、建設業の経理実務に必要となる財務諸表論や財務分析の知識などについて分かりやすく解説し、1級建設業経理士の受験対策講習にもなることから受講者は真剣に耳を傾け注意点等書き留めていた。



2級建設業経理士登録講習会

登録講習会は、合格者を対象に、会計・経理知識等の維持・向上を図ることを目的として建設業振興基金が創設。本講習会を修了した者は、「登録2級建設業経理士」の称号が付された登録証が発行され、登録期間は5年間となっている。

5. 1級建設業経理士登録講習会を開催

本会は2月27日、宮崎県建設会館で1級建設業経理士登録講習会を開催し、県内各地から建設業の経理に携わる経理士20名の方が受講した。

今回開催した1級登録講習会は、講師に染野公認会計士事務所の染野光宏所長を招き、「監査論と内部統制」「建設企業の経営実務」をテーマに、経審で評価されることとなった監査の目的と役割、実施の手順等や「工事契約に関する会計基準」について基準の解説と適用に当たってのポイント、導入に係る問題点とその解決、経営戦略上のデータ管理手法等について分かりやすく解説していただき、受講者は熱心に耳を傾けていた。



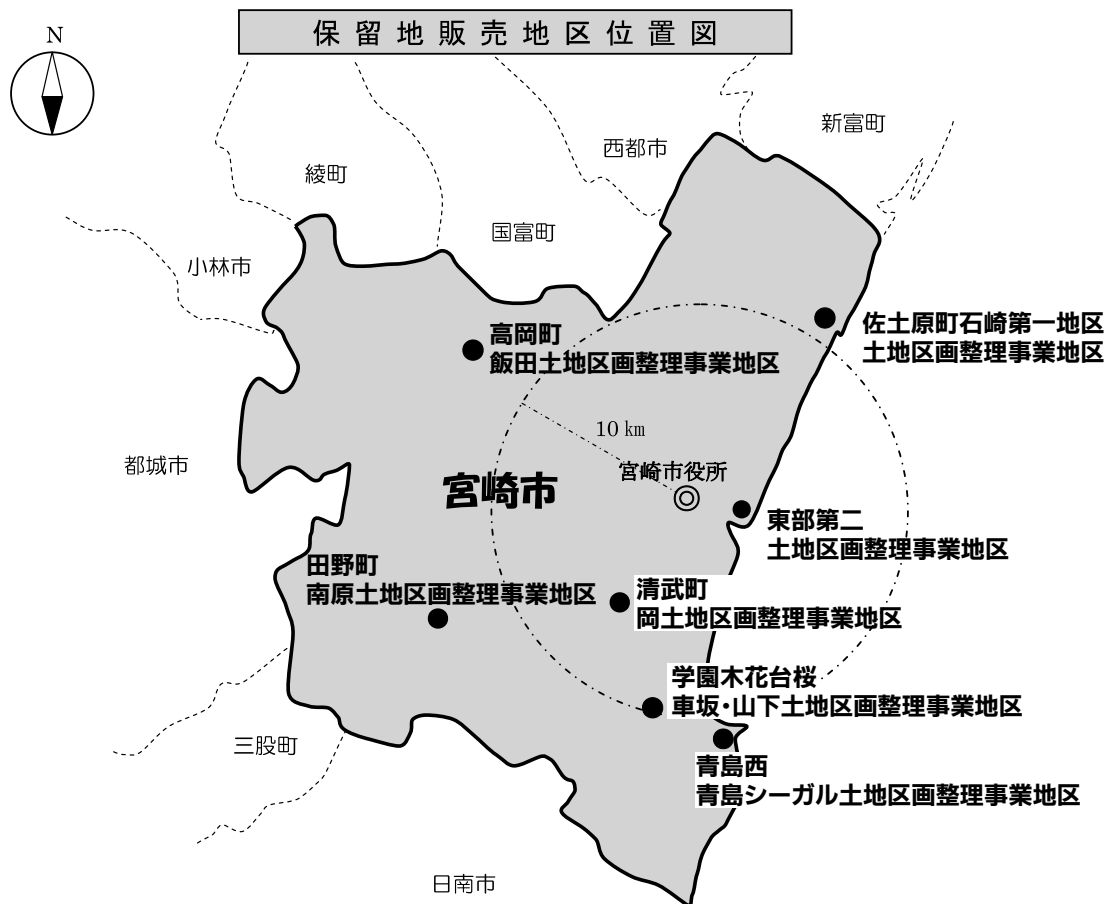
1級建設業経理士登録講習会

6. 宮崎市からのお知らせ

宅地(保留地)販売のご案内

宮崎市施行の土地区画整理事業地区内の宅地(保留地)

を随時販売しています。(全35画地)



※ 宅地ごとに案内板を設置しています。

【お問い合わせ・申込みなど詳細は下記までお願いします】

〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号

宮崎市 都市整備部 区画整理課 管理係 (宮崎市役所第2庁舎8階)	TEL (0985) 21-1893
同課 区画整理第一係 (東部第二土地区画整理事務所)	TEL (0985) 38-5441
同課 区画整理第二係 (佐土原総合支所3階)	TEL (0985) 73-1495
同課 区画整理第三係 (田野総合支所3階)	TEL (0985) 86-1495
同課 区画整理第四係 (高岡総合支所2階)	TEL (0985) 82-1184
同課 区画整理第五係 (清武総合支所2階)	TEL (0985) 85-1124

市ホームページ (<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>) にも掲載しています。

「保留地」で検索してください。

○保留地の位置・地積・販売価格等

〔事業完了地区〕

	保留地 番 号	土地の所在	面 積		販売価格	用途地域
			(㎡)	(坪)	(円)	
青島西	18	青島西一丁目15番	1,358.35	410	45,640,000	近隣商業地域
	20	青島西二丁目1番	5,499.30	1,663	171,020,000	近隣商業地域
	27	青島西二丁目17番3	216.54	65	4,760,000	第二種住居地域
学園木花台桜	43	学園木花台桜二丁目32番15	421.21	127	14,780,000	第二種住居地域
	65	学園木花台桜二丁目4番10	404.91	122	15,180,000	第二種住居地域
	84	学園木花台桜二丁目24番2	392.92	118	14,380,000	第二種中高層住居専用地域
	94	学園木花台桜二丁目23番2	310.19	93	10,670,000	第二種中高層住居専用地域
	95	学園木花台桜二丁目20番5	249.33	75	8,920,000	第二種中高層住居専用地域
	98	学園木花台桜二丁目21番11	241.35	73	8,920,000	第二種中高層住居専用地域
佐土原町石崎	A4	佐土原町石崎二丁目1番1	299.45	90	11,220,000	第一種住居地域
	A11	佐土原町石崎一丁目7番3	222.75	67	7,190,000	第二種低層住居専用地域
	A12	佐土原町石崎一丁目7番2	224.74	67	7,250,000	第二種低層住居専用地域
	A16	佐土原町石崎一丁目10番11	312.99	94	11,580,000	第一種住居地域
	B42	佐土原町石崎一丁目6番1	114.51	34	3,170,000	第二種低層住居専用地域

〔事業施行中地区〕

	保留地 番 号	街区番号	画地番号	面 積		販売価格	用途地域
				(㎡)	(坪)	(円)	
東部 第二	11	35	7	470.19	142	27,080,000	第二種住居地域・準工業地域・第一種住居地域
田野町南原	112	29	2	173.44	52	3,740,000	第一種中高層住居専用地域
	113	30	17	270.22	81	5,890,000	第一種中高層住居専用地域
	114	31	4	165.29	50	3,650,000	第一種中高層住居専用地域
	117	43-1	11	402.99	121	12,530,000	第一種住居地域
	122	1	19	220.31	66	6,710,000	近隣商業地域
	124	11	6	145.51	44	4,350,000	近隣商業地域
	126	20	17	172.90	52	3,950,000	第一種住居地域
	144	41	1	234.55	70	4,220,000	第一種中高層住居専用地域
	145	49	13	282.83	85	5,820,000	第一種中高層住居専用地域
	146	49	14	282.60	85	5,820,000	第一種中高層住居専用地域
	147	49	15	282.81	85	5,820,000	第一種中高層住居専用地域
高岡町飯田	10	17	1	331.24	100	7,680,000	第二種中高層住居専用地域
	17	2	4-2	234.57	70	5,550,000	第二種中高層住居専用地域
	24	14	3-2	317.82	96	7,530,000	第二種中高層住居専用地域
	26	17	5	566.31	171	14,100,000	第二種中高層住居専用地域
	27	52	1	450.00	136	8,460,000	第二種中高層住居専用地域
	33	56	8	188.94	57	4,490,000	第二種中高層住居専用地域
清武町岡	74	15	4	1,217.18	368	44,180,000	第二種住居地域
	76	45	3-2	298.00	90	11,680,000	第一種住居地域
	77	45	3-3	298.10	90	11,920,000	第一種住居地域

※ 掲載内容は平成24年2月20日現在のものです。

※ 坪数はおおよその数字です。

※ 建物の建築には「法令等に基づく制限」以外に建築制限・建築業者指定などの条件はありません。

※ 不動産仲介手数料・登記の際の手数料などは不要です。

7. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！

下請建設企業・資材業者のみなさんへ

『取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払いを受けたいときは...』

制度が延長されました！！

下請債権保全支援事業

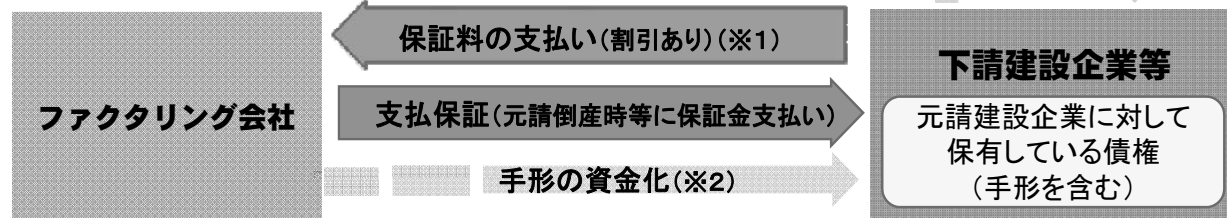
(債権支払保証事業)



下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

制度の概要

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです【個別保証】。
なお、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階から保証を受けられます【枠保証】。
- 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象となります。



(※1) 保証料の割引は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。

保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。

(※2) 一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

保証申込検討時のお問い合わせはこちらへ

■ファクタリング会社(順不同・随時更新)

北保証サービス株式会社(*・枠)	011-241-8654
みずほファクター株式会社(枠)	03-3286-2260
昭和リース株式会社(*・枠)	03-4284-1250
りそな決済サービス株式会社	03-5640-8695
株式会社建設経営サービス(*・枠)	03-3545-8562
SMBCファイナンスサービス株式会社(*・枠)	03-5444-1522
三菱UFJファクター株式会社(枠)	03-3251-8392
東京センチュリーリース株式会社(枠)	03-5209-6740
オリックス株式会社(*・枠)	06-6578-1650
株式会社建設総合サービス(*・枠)	06-6543-2843

(*) 手形の資金化に対応しているファクタリング会社

(枠) 枠保証に対応するファクタリング会社

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

8. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！

元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、
融資を受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

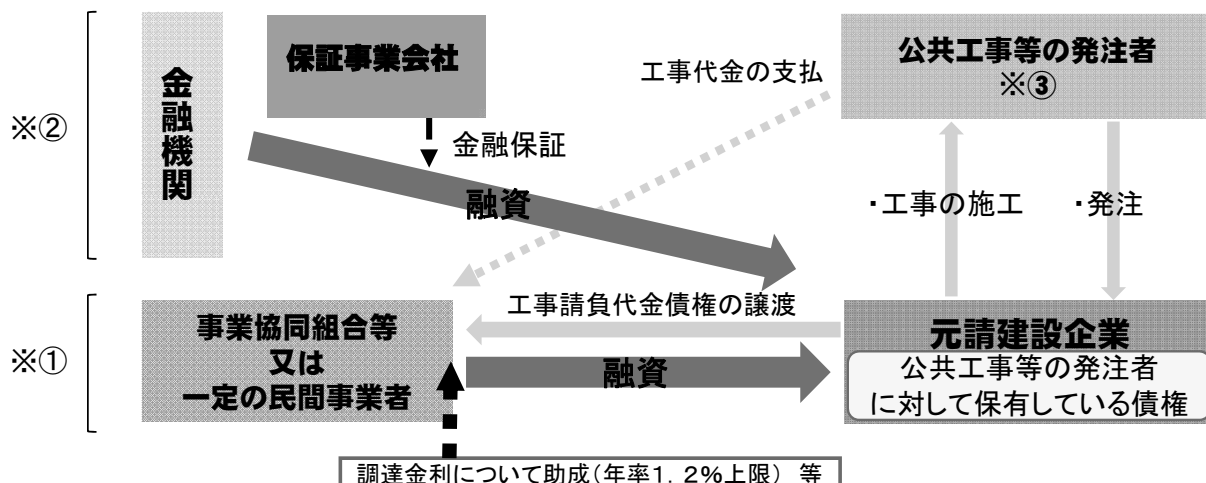
地域建設業経営強化融資制度



公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）を受注した場合も対象となります。



※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)

※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)

※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者

制度のお問い合わせはこちらへ

融資のご相談はこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

※①・③について

融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

※②について

北海道建設業信用保証株式会社	011-221-2092
東日本建設業保証株式会社	03-3545-5125
西日本建設業保証株式会社	06-6543-2944
(順不同)	

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～  **国土交通省**
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

雇用改善コーナー

事業主の皆様へ

大学等の既卒者を正規雇用する事業主の皆様を支援します！

新卒枠での
既卒者採用！

3年以内既卒者（新卒扱い） 採用拡大奨励金 のご案内

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワーク（注）に提出してください。

3年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給します。

※ 当奨励金は、平成23年度までの時限措置です。

正規雇用での雇入れから6カ月経過後に100万円を支給

どんな人を雇い入れると奨励金が支給されるか

大学等を卒業後3年以内の既卒者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者であり、1年以上継続して同一事業主の下で正規雇用された経験がない人。

- ※ 大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。
- ※ ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている者で、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた者が対象となります。
- ※ 平成23年度においては、平成21年3月以降に大学等を卒業した者が対象となります。

奨励金の支給対象となる事業主

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な大学等求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主。

- ※ 正規雇用として雇い入れるとは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者は除く）として雇用する場合」を指します。

奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6カ月定着した場合に、100万円を支給

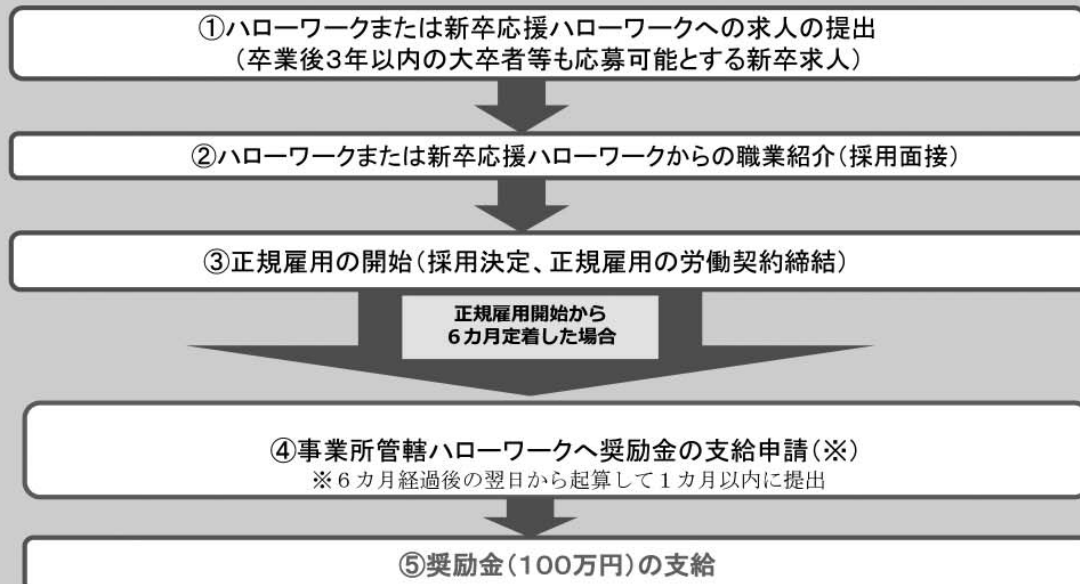
- ※ 奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で1事業所あたり1回限りとなります。

（注）新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

支給対象事業主となる要件

1. 雇用保険の適用事業主であること
2. ハローワークまたは新卒応援ハローワークに奨励金対象となる大卒等求人（および一般求人）を提出していること
3. ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介により対象者を正規雇用として雇い入れ、引き続き6カ月以上雇用保険被保険者として雇用する事業主であること
4. 雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日から奨励金の支給申請書を提出する日までの間に、事業所で雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合により解雇等したことがないこと
5. 雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日から奨励金の支給申請書を提出する日までの間において、特定受給資格者となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと
6. 対象者が、雇用開始日の前日から起算して過去1年間に関連会社等に雇用されており、新たに雇い入れられたものとして奨励金を支給するのは適当でないと判断されることがないこと
7. 奨励金の支給決定等に必要な労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）を整備・保管していること
8. 雇用開始日以降の対象者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払っていること
9. ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介時点と異なる条件で対象者を雇い入れ、その対象者に対して労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、その対象者から求人条件が異なることについて申出があった事業主でないこと
10. 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料の未納がないこと
11. 不正行為により他の奨励金および雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られていないこと
12. 雇用開始日の前日から起算して過去3年間に、対象者を雇用したことがないこと
13. 労働関係法令を順守し、適正な雇用管理を行っていることと認められる事業主であること
14. ハローワークまたは新卒応援ハローワークから対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約している事業主ではないこと

奨励金支給の流れ



※ 申請期限を一日でも過ぎると、奨励金を受給することができなくなりますので、十分ご注意下さい。

ご利用にあたっては、必ず事前に都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。（奨励金の支給にはその他にも一定の要件があります）



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・
新卒応援ハローワーク

卒業後も就職活動を継続中の
新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を
有期雇用で育成し、正規雇用する事業主の方を支援します！

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用(原則3カ月)で雇用し、その後、正規雇用に移行させる事業主の方に奨励金を支給します。

有期雇用期間(原則3カ月):対象者1人につき月額10万円、
有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ:対象者1人につき50万円

※ 当奨励金は、平成23年度までの時限措置です。

支給対象事業主

既卒者トライアル雇用求人ハローワークまたは新卒応援ハローワーク(注)に提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3カ月間の有期雇用として雇入れ、その後正規雇用で雇い入れた事業主。

※ 「既卒者トライアル雇用求人」とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3カ月以内の有期雇用契約を行う求人です。

※ 「正規雇用する場合」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者(ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く)として雇用する場合」を指します。

奨励金対象者の条件

以下のいずれにも該当し、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが必要であると公共職業安定所長が認める者。

- 平成21年3月以降の新規学卒者(※)で就職先が未決定の者で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行っている者(平成23年度の新規学卒者については、卒業日の翌日以降に本制度を利用できます)。

※ 中学校、高校、高専、大学(大学院、短大を含む)、専修学校等の新規学卒者が対象です。

- 卒業後安定した職業に就いた経験がない者(1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない者)。
- 雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者。

奨励金支給額

- 有期雇用期間(原則3カ月)・・・対象者1人につき月額10万円(最大30万円)
- 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円
(正規雇用から3カ月定着した場合に支給)

※ 有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

(注) 新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

支給対象事業主となる要件

1. ハローワークまたは新卒応援ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介により対象者を雇い入れた事業主
2. ハローワークまたは新卒応援ハローワークから既卒者トライアル雇用対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約していないこと
3. 雇用保険の適用事業の事業主であること
4. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6カ月前の日から奨励金の支給申請書を提出する日までの間に、事業所において雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主の都合により解雇等したことがない事業主
5. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6カ月前の日から奨励金の支給申請書を提出する日までの間に、事業所において特定受給資格となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと
6. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、既卒者トライアル雇用の対象者を雇用したことがないこと
7. 既卒者トライアル雇用の対象者が、既卒者トライアル雇用開始日の前日から起算して過去1年間に関連会社等に雇用されており、新たに雇い入れられたものとして奨励金を支給するのは適当でないと判断されることがないこと
8. 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料の未納がないこと
9. 既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して3年前の日から奨励金の支給決定日までの間に、不正行為により他の奨励金および雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金の不支給措置を受けたことがないこと
10. 奨励金の支給決定等に必要の労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等）を整備・保管していること
11. 雇用期間中の対象労働者に支払うべき賃金について、支払期日までに支払っていること
12. 労働関係法令を順守し、適切な雇用管理を行っていることと認められる事業主であること
13. ハローワークまたは新卒応援ハローワークの紹介時点と異なる条件で対象者を雇い入れ、その対象者に対して労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、その対象者から求人条件が異なることについて申出があった事業主でないこと

3年以内既卒者トライアル雇用実施計画書の記入上の注意点

1. ①、②欄は次により記入してください。
 - (1) 既卒者トライアルを実施する事業所が社・営業所等事業主と異なる場合には、①欄には事業主について記入し、②欄には既卒者トライアル雇用を実施する事業所について記入してください。
 - (2) ②欄の「雇用保険適用事業所番号」欄には、既卒者トライアル雇用を実施する事業所の番号を記入してください。また、企業の他の事業所（本社等）で一括して雇用保険に加入している場合には、当該加入している事業所に係る番号を記入してください。
2. ③欄は対象者の氏名・生年月日及び既卒者トライアル雇用開始日時点の満年齢を記入してください。
3. ④欄は最終学歴に該当する番号に○を付してください。この場合、「1. 大学等卒業者」は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校、専修学校等のことをいいます。
4. ⑤欄は既卒者トライアル雇用の開始日及び終了予定日を記入してください。
5. ⑥欄は紹介状裏面の求人番号を記入してください。
6. ⑦欄は既卒者トライアル雇用期間中に対象者のために実施する指導・研修、正規雇用への移行に有効な措置及び既卒者トライアル雇用を実施する場所を具体的に記入してください。
7. ⑧欄は既卒者トライアル雇用を終了した後、正規雇用に移行するための条件を具体的に記入してください。条件については、「やる気があること」等のように、事業主の主観的な判断によるのではなく、「業務についての当該事業所において基礎的とされる知識を身につけること」、「業務を円滑に遂行できると認められること」等具体的な判断基準を記入してください。
8. ⑨欄は既卒者トライアル雇用期間中の労働条件を記入して下さい。
9. ⑩欄は本計画について、公共職業安定所から問い合わせをする場合の連絡先となる担当者の方について記入してください。
10. ⑪欄は既卒者トライアル雇用を実施した対象者本人の確認欄です。本人が当該計画書の内容を確認し記名押印又は署名するようにしてください。（※対象者が未成年の場合は、保護者等の記名又は署名も必要です。）

フリーターや内定取り消し学生を雇用する事業主の皆さまへ

若年者等正規雇用化特別奨励金の 「トライアル雇用活用型」の対象者を拡充しました!

若年者等正規雇用化特別奨励金とは

「年長フリーターおよび30代後半の不安定就労者」または「採用内定を取り消されて就職先が未定の学生等」を正規雇用した事業主が、その後も引き続き、正規雇用している場合、一定期間ごとに奨励金を支給します。

対象者
1人につき

中小企業は100万円、大企業は50万円

雇用形態と対象者は、以下のとおりです。

トライアル雇用活用型

ハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れ、トライアル雇用終了後、引き続き、同一事業所で正規雇用する場合

- ・トライアル雇用開始日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった人

**拡
充**

・**トライアル雇用開始日の満年齢が40歳未満の人**

→これまでは「25歳以上40歳未満」でしたが、年齢の下限をなくします!

※ 平成22年12月1日以降にトライアル雇用を開始した人から適用されます。

直接雇用型

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により正規雇用する場合

- ・雇い入れ日現在の満年齢が、25歳以上40歳未満の人
- ・雇い入れ日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者、その他、職業経験、技能、知識等の状況から、奨励金の活用が適当であると安定所長が認める人

有期実習型訓練 修了者雇用型

有期実習型訓練修了者〈注1〉を正規雇用する場合

〈ただし、すでに雇用している対象短時間等労働者〈注2〉に対して実施した有期実習型訓練の場合、実施事業所において正規雇用に転換したときは、奨励金の対象となりません〉 ※〈注1・2〉は裏面参照

- ・有期実習型訓練修了後の雇い入れ日〈有期実習型訓練を受けさせていた事業主が、その訓練生を正規雇用した場合は、訓練開始日〉現在の満年齢が、25歳以上40歳未満の人

内定取り消し雇用型

ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により、採用内定を取り消されて就職先が未定の新規学校卒業者を正規雇用する場合

- ・雇い入れ日現在の満年齢が、40歳未満の人



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

奨励金の支給額

奨励金は、3回に分けて以下の時期に支給されます。

- 第1期 250,000円（中小企業事業主は 500,000円）
正規雇用開始日から6カ月経過後、1カ月以内に申請
- 第2期 125,000円（中小企業事業主は 250,000円）
正規雇用開始日から1年6カ月経過後、1カ月以内に申請
- 第3期 125,000円（中小企業事業主は 250,000円）
正規雇用開始日から2年6カ月経過後、1カ月以内に申請

中小企業事業主とは

中小企業事業主とは、以下の事業主です。

小売業（飲食店を含む）	「常時雇用する従業員数 50人以下」または「資本または出資の額が5千万円以下」
サービス業	「常時雇用する従業員数 100人以下」または「資本または出資の額が5千万円以下」
卸売業	「常時雇用する従業員数 100人以下」または「資本または出資の額が1億円以下」
その他の業種	「常時雇用する従業員数 300人以下」または「資本または出資の額が3億円以下」

正規雇用する場合とは

「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

支給対象事業主となる要件

- ① 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ② 雇入れ対象者を6か月以上継続的に正規雇用する事業主であること。
- ③ 雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から労働局長に対する支給申請日までの間に、事業所で雇用する被保険者を事業主の都合により解雇等をしていないこと。
- ④ 雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から労働局長に対する支給申請日までの間に、特定受給資格者となる離職理由で離職した者が3人を超えず、かつ、雇用を開始した日における被保険者数の6%に相当する数を超えていないこと。
- ⑤ ハローワークから対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約していないこと等。

<注1>

「有期実習型訓練修了者」とは、ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の全課程を修了した人をいいます。

<注2>

「対象短時間等労働者」とは、次のイまたはロのいずれかに該当する人をいいます。

イ：期間の定めのない労働契約を締結していて、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用されている通常の労働者に比べて短く、かつ、30時間未満の人

ロ：期間の定めのある労働契約を締結している人

奨励金の支給には、この他にも要件がありますので、詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

(22. 12)

(事業主の方へ)

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い 各種助成金の申請先が変わります!

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで機構の各都道府県センターで取り扱っていた以下の助成金の相談・申請窓口が、平成23年10月1日から、各都道府県労働局に変更となります。

※ 平成23年9月30日までは、これまでどおり、(独)雇用・能力開発機構各都道府県センターで相談・申請を受け付けています。

対象となる助成金

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1)中小企業人材確保推進事業助成金(※) | (7)キャリア形成促進助成金 |
| (2)中小企業基盤人材確保助成金(※) | ・訓練等支援給付金 |
| (3)中小企業人材能力発揮奨励金(※) | ・中小企業雇用創出等能力開発助成金(※) |
| (4)中小企業職業相談委託助成金(※) | ・職業能力評価推進給付金 |
| (5)建設雇用改善推進助成金 | ・地域雇用開発能力開発助成金 |
| (6)建設教育訓練助成金 | |

※ 中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」は、平成23年10月1日以降も引き続き、各都道府県の担当窓口へ提出してください。助成金の実施計画認定申請・支給申請等の提出先が、平成23年10月1日から各都道府県労働局に変更となります。

(平成23年10月1日以降の相談・申請先)

宮崎労働局職業安定部職業対策課
「助成金申請受付コーナー」

〒880-0805

宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
電話 0985-38-8824 ファックス 0985-38-8829



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL230906開発01

技 士 会

1. 平成24年度 1 級(学科)・2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

宮崎県土木施工管理技士会では、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を毎年開催しております。

講習会は、財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者には好評をいただいております。

平成24年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備の方をお願いします。

日 程	1 級学科講習 6日間 平成24年5月16日（水）～5月18日（金） 平成24年5月30日（水）～6月1日（金） 2 級学科講習 6日間 平成24年7月18日（水）～7月20日（金） 平成24年7月25日（水）～7月27日（金）
会員講習費用	1 級学科講習 40,000円 2 級講習 39,580円
場 所	宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

2. 平成24年度 1・2 級土木施工管理技術検定試験の願書 受付について（お知らせ）

平成24年度の1・2級土木施工管理技術検定試験の受付が始まります。受付期間が短いので、手続きをお忘れのないように早めに準備してください。

この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと、土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行うことができる主任技術者または監理技術者になることができる土木施工管理技士の資格を取得することができます。

受付期間 1 級 平成24年 4 月 2 日（月）～ 4 月16日（月）
 2 級 平成24年 4 月13日（金）～ 4 月27日（金）

詳しくは（財）全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

3. 平成23年度 2 級土木施工管理技術検定試験の合格発表

平成23年10月23日（日）に実施されました2級土木施工管理技術検定試験の合格発表が、平成24年2月3日にありました。

全国の会場で29,150名が受験し、6,513名が合格、合格率22.3%と昨年（23.1%）より厳しい状況でした。鹿児島会場は、受験者991名、合格者193名、合格率は全国平均より低く、19.5%でした。学科試験の合格率につきましては、全国平均40.4%、鹿児島会場42.9%で平成22年度より若干低い数字になっております。

（財）全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。合格された方は、技術検定合格証明書の交付手続きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

●実地試験実施状況：（平成23年10月2日実施 全国19地区40会場）

試験地	学科試験			実地試験			学科試験のみ合格者数
	出席者数	合格者数	合格率（%）	出席者数	合格者数	合格率（%）	
札 幌	998	421	42.2	1,065	227	21.3	308
釧 路	266	92	34.6	255	51	20.0	65
青 森	602	225	37.4	520	136	26.2	151
仙 台	1,633	653	40.0	1,456	371	25.5	433
秋 田	421	152	36.1	433	94	21.7	109
東 京	6,269	2,685	42.8	6,991	1,596	22.8	1,842
新 潟	1,131	448	39.6	1,194	236	19.8	339
富 山	901	357	39.6	872	165	18.9	276
静 岡	816	301	36.9	853	189	22.2	234

名古屋	2,670	1,151	43.1	2,791	662	23.7	784
大 阪	3,692	1,471	39.8	4,028	986	24.5	873
松 江	473	205	43.3	498	130	26.1	128
岡 山	897	313	34.9	906	150	16.6	213
広 島	986	437	44.3	1,080	219	20.3	286
高 松	949	341	35.9	954	206	21.6	216
高 知	314	107	34.1	317	78	24.6	65
福 岡	3,534	1,381	39.1	3,515	747	21.3	964
鹿児島	1,122	481	42.9	991	193	19.5	341
那 覇	431	141	32.7	431	77	17.9	86
計	28,105	11,362	40.4	29,150	6,513	22.3	7,713

4. 平成24年度監理技術者講習の日程お知らせ

監理技術者講習につきましては、国土交通省で議論がなされていますが、現行の建設業法では講習受講修了証が必要なため、平成24年度も技士会主催の講習を下記のとおり計画しております。

日 程	場 所
平成24年 5 月15日（火）	宮崎県技能検定センター（旧宮崎県職業能力開発協会）
平成24年 8 月21日（火）	〃
平成24年11月27日（火）	〃

現在、建設業法を改正し、義務としての監理技術者講習を廃止して新たな手法が中央建設審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会で検討され、平成24年 1 月27日に中間とりまとめが行われていますが、今国会への建設業法改正案の提出は、「見送られる」、という情報があり、そうなりますと監理技術者講習は、当面必要ということになります。

建 退 共

1. 共済証紙の購入について

- ◎共済証紙（1日券が310円、10日券が3,100円）は、公共工事を受注したときだけでなく、民間工事のときも随時購入してください。
- ◎購入する際には、最寄りの金融機関において「共済契約者証」を提示し、「掛金収納書」に銀行の確認印を受け、大切に保管してください。加入・履行証明（経営審査用、入札参加資格申請用）を申請する際に必ず必要となります。
- ◎購入に当たっては、現場労働者の人数と就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入してください。人数等が把握できない場合は、下表を参考にしてください。
- # 対象工事の現場労働者の加入率を70%と仮定した表ですので、実際の加入率を70%で除して購入枚数を算出してください。
- # 1,000千円未満の工事は、1,000～9,999千円の欄を適用してください。
- # 購入証紙は現場労働者の手帳に確実に貼付してください。余った場合には、他の工事に使って差し支えありません。

工事種別 総工事費	土 木					
	舗 装	橋梁等	隧 道	堰 堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000 ～ 9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000 ～ 49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000 ～ 99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000 ～ 499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設備
1,000 ～ 9,999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000 ～ 49,999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000 ～ 99,999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000 ～ 499,999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

《例1》 加入率が100%の場合

- 工事種別 住宅・同設備
- 工事契約金額 9,345,000円（税込）

$$9,345,000円 \times 4.8/1000 \times 100/70 = 64,080円$$

（住宅・同設備）（購入代金率）（加入者率） （購入額）

↓

$$64,080円 \div 310円 = 206.7 \approx 207日分$$

（購入額）（1日券） （購入枚数）

※端数については繰り上げて購入

《例2》 加入率が50%の場合

- 工事種別 その他の土木
- 工事契約金額 787,500円（税込）

$$787,500円 \times 4.1/1000 \times 50/70 = 2,306円$$

（住宅・同設備）（購入代金率）（加入者率） （購入額）

↓

$$2,306円 \div 310円 = 7.4 \approx 8日分$$

（購入額）（1日券） （購入枚数）

※端数については繰り上げて購入

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (12月の状況)
12月末計	社 3,069	名 47,539	前年度累計	冊 383,187	件 42,893	千円 25,226,016	千円 111,859,531
加 入	5	133	当 月 分	547	78	61,642	59,832
脱 退	3	79	本 年 度 分	6,944	1,138	876,098	484,289
1月末計	3,071	47,539	累 計	390,131	44,031	26,102,114	112,343,820

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（1月分）

1. 適 用

(平成24年1月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
336 社	3,684	564	4,248

(人)

2. 給 付

裁定状況

(平成24年1月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第 1 種 退 職 年 金	8	4,534,600	77	42,409,700
第 2 種 退 職 年 金	14	2,951,100	172	37,792,900
選 択 一 時 金	4	3,268,800	60	42,860,900
脱 退 一 時 金	11	1,729,000	139	24,677,200
遺 族 一 時 金	0	0	6	3,250,100

(円)

(円)

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成24年1月末現在)

信 託 資 産	12,866,665,857 円
合 計	12,866,665,857 円

建 災 防

1. 建設業における労働災害防止するための取組について

平成24年1月31日付けをもって宮崎労働局長より「建設業における労働災害防止するための取組」に関する下記の要請がありましたので、会員の皆様におかれましては死亡災害に直結する墜落・転落災害を防止するための措置を講じて頂くようお願いします。

記

- 1 高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第518条第1項に基づき、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。なお、作業床の設置が困難な場合については、安衛則第518条第2項に基づき、防網の設置、安全帯の使用等労働者の墜落による危険を防止するための措置を確実に講ずること。
- 2 足場を設置する場合には、安衛則第563条第1項に基づき、墜落防止措置及び物体の落下防止措置を講じるとともに、平成21年4月24日付け基安発第0424001号安全衛生部長通達「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」により要請している「より安全な措置」の普及を図ること。
- 3 高さが5 m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、安衛則第565条等に基づき、足場の組立て等作業主任者を選任し、職務を遂行させるとともに、安衛則第564条第1項に基づき、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。
- 4 足場の高さが5 m未満である等足場の組立て等作業主任者の選任を要しない場合であって、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第529条に基づき、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させるとともに、あらかじめ作業の方法及び順序を労働者に周知させること。
- 5 建築物の解体等の作業にあっては、石綿障害予防規則に基づき、事前調査や粉じんの発散防止・ばく露防止措置等を適切に講ずること。

2. 平成23年度建設業年度末労働災害防止強調月間について

- ＊ 実施期間： 平成24年3月1日～3月31日
- ＊ 主 唱： 建設業労働災害防止協会
- ＊ 後 援： 厚生労働省・国土交通省

I 趣 旨

年度末は、公共工事等の多くの工事が完工時期を迎え、工事の輻輳化等により、作業間の連絡調整の不足、作業指示の不徹底、過重労働等により安全衛生管理が不十分となり、労働災害が多発することが懸念される。このような状況に対処するため、本年3月1日から3月31日までを「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、労働災害防止の徹底を図るための運動を展開する。

本強調月間を契機として、経営トップをはじめ関係者は、安全衛生水準の一層の向上を目指し、店社と作業所との緊密な連携のもとに、効果的な安全衛生管理活動を実施するものとする。

Ⅱ 実施期間

平成24年3月1日～ 3月31日

Ⅲ 会員が実施する事項

会員は、本実施要領の趣旨を踏まえ「作業間の連絡調整および作業指示の徹底」、「無理な作業の排除」に努め、さらに「休憩設備等の職場環境を整備」とするとともに、下記の重点事項を踏まえて企業の実情に応じて実施計画を作成し、店社と作業所が一体となり、積極的に推進するものとする。

また、労働災害防止の実効を図るため、リスクアセスメントを確実に実施するものとする。

【重点事項】

実施にあたっては、「建設業労働災害防止規程」および「平成23年度建設業労働災害防止対策実施事項」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策」等を活用する。

(※「建設業労働災害防止規程」および「平成23年度建設業労働災害防止対策実施事項」は、当協会ホームページ (<http://www.kensaibou.or.jp/>) でご覧いただけます)

1 経営トップ等による年度末安全パトロールの実施

2 リスクアセスメントの確実な実施

- (1) 施工計画書（作業計画書を含む）の作成時におけるリスクアセスメントの実施
- (2) リスクアセスメントの結果の作業手順書、工程打合せへの反映と実施の確認

3 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入、実施

4 三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）防止対策の徹底、特に平成23年における死亡災害発生状況の特徴を踏まえて、次の対策を徹底する。

(1) 墜落・転落災害の防止

- ① 墜落のおそれがある高所作業を行うときは、足場等により作業床を設置、作業床の設置が困難な場合は、安全ネットを張り、安全帯の使用を徹底
- ② 開口部、作業床端等には、手すり、さん、または覆い、ふた等を設置
- ③ 足場を設置する場合、手すり、中さん、幅木等に加え「※より安全な墜落防止措置」の実施
(※平成21年4月21日付基安発第042001号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達)

(2) 建設機械・クレーン等災害の防止

- ① 車両系建設機械による作業は、作業場所の地形等の調査に基づく運行経路、作業方法、立入禁止措置等を盛り込んだ作業計画の作成と実施
- ② 建設機械、クレーンの運転および玉掛け作業について、法令で定める有資格者を配置

(3) 倒壊・崩壊災害の防止

- ① コンクリート造等工作物の解体作業は、構造物の状況等の調査に基づく作業順序、切断方法、控え等の設置方法等の危険防止措置を盛り込んだ作業計画の作成と実施
- ② 地山の掘削作業は、作業箇所等の事前調査に基づく作業方法、地山等の崩壊等の防止措置等を盛り込んだ作業計画の作成と実施

5 交通労働災害防止対策の徹底

- (1) 運転者に対する交通安全教育、長時間継続した運転の禁止等の交通安全管理の実施
- (2) マイクロバス等の現場への送迎使用について、安全な運行経路の選定、所要時間を考慮した運行計画の作成、作業終了後に運転する者に対する休養への配慮
- (3) 工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限・安全標識設置等の計画的な実施
- (4) 運転者の定期健康診断の実施状況および運転前の健康状態の把握

6 不安全行動による災害防止対策の徹底

- (1) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」等の積極的な実施
- (2) 作業手順書に定めたリスク低減策、および危険予知活動で決めた対策の確実な実施
- (3) 安全帯等適切な保護具使用の徹底
- (4) 「近道・省略行為」防止の徹底
- (5) 「送り出し教育」、「新規入場時教育」等の安全衛生教育の徹底

7 安全衛生教育の推進

- (1) 統括安全衛生責任者、職長・安全衛生責任者、および安全管理者等の管理監督者に対するリスクアセスメント教育の実施
- (2) 足場の組立て等作業主任者等に対する技能講習、能力向上教育、および危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施
- (3) 酸素欠乏危険作業をはじめとする作業について、特別教育および特別教育に準ずる教育の実施

8 石綿障害予防対策

- (1) 建築物等の解体等作業は、その建築物等について石綿等の使用の有無の確認
- (2) 石綿等を取り扱う作業は、作業主任者の直接指揮による作業の実施
- (3) 石綿等のレベルに合った呼吸用保護具の使用等の石綿粉じんばく露対策の徹底
- (4) 関係者以外の立入禁止の徹底

9 健康管理の徹底

- (1) 作業員の健康状態の把握と適正な配置、および心身両面にわたる健康づくりの実施
- (2) 過重労働等による健康障害の防止のため、医師による面接指導等の実施

10 東日本大震災に伴う復旧復興工事における労働災害防止対策の徹底

前記1～9の重点事項に加え次の対策の徹底を図る。

- (1) 適切な安全衛生管理体制の構築
 - ① 協議組織の適切な運営等元方事業者による統括安全衛生管理の徹底
 - ② 近接・密集して工事が行われる場合の元方事業者による連携
 - ③ 作業の種類に応じた作業主任者、作業指揮者の選任
- (2) 建設業に不慣れな作業員に対する安全衛生教育の徹底

これらの対策推進にあたっては、協会の「東日本大震災復旧復興工事労働災害防止対策本部」および岩手県、宮城県、福島県の各支部に設置した支援センターが実施する現場パトロール、安全衛生相談、新規参入者教育等の支援を活用する。

IV 協会が実施する事項

本部および支部は、その地域の実情に応じて次の事項を実施する。

- (1) 「三大災害絶滅運動」、「安全施工サイクル運動」および「リスクアセスメント推進活動」の促進
- (2) リスクアセスメントを取り入れた安全衛生教育および各種技能講習・特別教育等の積極的な実施
- (3) 会員企業の要請に対応した安全管理士・衛生管理士の安全パトロールの参画および安全衛生講話等による支援
- (4) のぼり、ポスター等の頒布

火 薬 保 安 協 会

1. 宮崎市に係る火薬類取締法の事務が宮崎県から宮崎市に移譲されます。

～火薬類取締法の規制に関する事務を宮崎市に権限移譲します～

宮崎県では、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、火薬類取締法により製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱を規制する事務を行っています。

平成24年4月1日から宮崎市域に係る火薬類取締法の事務を宮崎市に移譲します。

【主な移譲する事務の内容】詳細は次ページのとおり

主な許可等の種類	現在の許可権者	移譲後の許可権者	備 考
製造所の設置等許可	県知事	宮崎市長	製造所の設置・変更
販売営業の許可			販売所の設置
火薬庫の設置等許可			火薬庫の設置・変更・移設
製造施設・火薬庫の完成検査			設置等工事完了時
譲渡、譲受の許可			火薬類の購入等
消費許可			発破作業、花火大会等の実施
立入検査			適正取扱等の監督のための検査
製造施設、火薬庫の保安検査			製造施設、火薬庫の保安確保のための検査
免状の交付・再交付・書換		県知事	火薬類保安責任者免状の交付等

*宮崎市域以外の火薬類取締法に関する申請先は、これまでどおりです。

【宮崎市の窓口】

〒880-0023

宮崎市和知川原1丁目64番地2

宮崎市消防局予防課

T E L.0985-32-4904 F A X.0985-27-8675

【問合せ先】

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県消防保安課産業保安担当

T E L.0985-26-7065 F A X.0985-26-7304

火薬類取締法に係る宮崎市への移譲事務一覧

移譲事務	根拠条文
【火薬類製造、販売営業】	
火薬類の製造の許可	法第3条
火薬類の販売営業の許可	法第5条
製造許可又は販売営業許可の取消し	法第8条
火薬類の製造施設又は製造方法の基準に係る適合命令	法第9条第3項
火薬類の製造施設等の変更の許可	法第10条第1項
火薬類の製造施設の軽微な変更の届出の受理	法第10条第2項
【火薬庫等】	
火薬類の貯蔵に係る適合命令	法第11条第3項
火薬庫の設置等の許可	法第12条第1項
火薬庫の軽微な変更の届出の受理	法第12条第2項
火薬庫の承継の届出の受理	法第12条の2第2項
火薬庫の共同使用等の許可	法第13条ただし書
火薬庫の修理、改造又は移転の命令	法第14条第2項
安全な場所(火薬庫外貯蔵所)の指示	規則第15条第1項の表
【火薬類製造施設、火薬庫の完成検査】	
完成検査(変更に係るものを除く。)	法第15条第1項
完成検査(変更に係るものを除く。)の受検の届出の受理	同項ただし書
完成検査(変更に係るものに限る。)	法第15条第2項
完成検査(変更に係るものに限る。)の受検又は記録の届出の受理	同項第1号及び第2号
完成検査の結果の報告の受理	法第15条第3項
完成検査の記録の届出の受理	法第45条の3の10第1項
完成検査証の交付	規則第41条第2項
【営業、火薬庫の廃止】	
製造又は販売営業の廃止の届出の受理	法第16条第1項
火薬庫の廃止の届出の受理	法第16条第2項
【火薬類譲渡、譲受】	
火薬類の譲渡又は譲受の許可	法第17条第1項
火薬類の譲渡又は譲受の許可の取消し	法第17条第3項
譲渡許可証又は譲受許可証の交付	法第17条第4項
譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間の決定	法第17条第6項
譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項の変更の届出の受理及び書換え	法第17条第7項
譲渡許可証又は譲受許可証の再交付の申請の受理及び再交付	法第17条第8項
譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理	施行令第2条
【火薬類輸入】	
火薬類の輸入の許可	法第24条第1項
火薬類の輸入の届出の受理	法第24条第3項
【火薬類消費】	
火薬類の消費の許可	法第25条第1項
火薬類の消費の許可の取消し	法第25条第3項
【火薬類廃棄】	
火薬類の廃棄の許可	法第27条第1項

(注)・製造については煙火等製造所に係るものに限る。

- ・法:火薬類取締法
- ・施行令:火薬類取締法施行令
- ・規則:火薬類取締法施行規則

移譲事務	根拠条文
【危害予防規程、法案教育計画等】	
危害予防規程の認可	法第28条第1項
危害予防規程の変更の届出の受理	法第28条第2項
危害予防規程の変更の命令	法第28条第4項
保安教育計画の認可	法第29条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)
保安教育計画を定めるべき者の指定	法第29条第4項
保安教育計画を定めるべき者の指定の取消し	規則第67条の7第3項
保安教育計画を定めるべき者の指定の取消しの申請の受理	規則第67条の7第4項
製造保安責任者若しくは製造副保安責任者又は取扱保安責任者若しくは取扱副保安責任者の選任又は解任の届出の受理	法第30条第3項
製造保安責任者又は取扱保安責任者の代理者の選任又は解任の届出の受理	法第33条第2項
製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者の解任の命令	法第34条第1項
取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任の命令	法第34条第2項
【火薬類製造施設、火薬庫の保安検査】	
保安検査及び保安検査の受検又は記録の届出の受理	法第35条第1項
保安検査の結果の報告の受理	法第35条第3項
保安検査の記録の届出の受理	法第45条の3の10第2項
使用の休止の届出の受理	規則第44条の2第2項ただし書
保安検査証の交付	規則第44条の2第4項
【定期自主検査、安定度試験】	
定期自主検査計画の届出の受理	法第35条の2第2項
定期自主検査の報告の受理	法第35条の2第3項
定期自主検査への立合い	法第35条の2第4項
安定度試験の結果の報告の受理	法第36条第1項
安定度試験の実施の命令	法第36条第2項
【報告徴収、立入検査等】	
報告の徴収	法第42条
立入検査、質問又は収去	法第43条第1項
【許可取消し、停止命令】	
火薬類の製造又は販売営業の許可の取消し、又は事業の停止の命令	法第44条
【緊急措置等】	
災害の発生防止又は公共の安全維持のための緊急措置等	法第45条
【災害時の報告徴収・指示、関係機関への通報・報告等】	
火薬類の災害発生時の報告の徴収	法第46条第2項
火薬類の災害発生時の指示	法第47条
許可の条件の附加	法第48条第1項
公安委員会への意見の聴取	法第52条第1項
公安委員会又は海上保安庁長官への通報	法第52条第2項
公安委員会又は海上保安庁長官からの要請の受理	法第52条第4項
警察官からの通報の受付	法第52条第5項
報告書又は届出の受理	規則第81条の14

2. 平成24年の火薬類保安講習会の開催について

平成24年の火薬関係の各種保安講習会は、下記の日程で開催を予定しています。

- 保安手帳の6ページ右端欄の次回受講期限日が、「平成24年中」と記入されている方は、平成24年中に保安教育を受講しなければ保安手帳の効力が失効します。
- 受講申込は、所定の申込用紙で事前に宮崎県火薬保安協会へ申込んでください。
申込用紙は、各会員事業所や各地区（市）建設業協会等に送付いたします。
- 申込会場が、会場定員を超えたときは、他の講習会場へ変更していただくことがあります。
- 台風災害、講習会場の都合、その他の事由で急きょ会場や日程を変更することがあります。
- 新しく保安手帳の交付申請をされる方は、再教育講習を受講することが必要です。

平成24年の火薬関係各種講習会開催日程

月 日	曜	開 催 会 場	講 習 会 種 別	定 員	講 習 時 間
5月31日	木	都城建設会館	責任者、従事者	120	13:00～17:00
6月07日	木	宮崎県建設会館	責任者、従事者、再教育	80	10:00～17:00
6月14日	木	小林地区建設会館	責任者、従事者	80	13:00～17:00
7月23日	月	宮崎県建設会館	受験対策養成講習会・技術	40	09:00～16:30
7月24日	火	宮崎県建設会館	受験対策養成講習会・法令	40	09:00～16:30
8月02日	木	日向建設会館	責任者、従事者	120	13:00～17:00
8月23日	木	延岡建設会館	責任者、従事者	100	13:00～17:00
9月13日	木	日南建設会館	責任者、従事者	70	13:00～17:00
9月27日	木	高鍋町中央公民館	責任者、従事者	90	13:00～17:00
10月11日	木	宮崎県建設会館	責任者、従事者、再教育	80	10:00～17:00
10月25日	木	高千穂建設会館	責任者、従事者	120	13:00～17:00
10月26日	金	日向建設会館	責任者、従事者	120	13:00～17:00
11月08日	木	西都建設会館	責任者、従事者	70	13:00～17:00
12月06日	木	宮崎県建設会館	責任者、従事者、再教育	80	10:00～17:00

※ 再教育講習会の講習開始時間は、10:00 です。

宮崎県建設会館での責任者、従事者講習の開始時間は、13:00 です。

※ 今年度の高鍋会場は高鍋町中央公民館となっております。

※ 詳細は、宮崎県火薬保安協会（電話 0985-25-4678）にお尋ねください。

省くな点検、惜しむな確認、初心に戻って安全発破

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（1月分）

西日本建設業保証㈱
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成23年度	483	0.8%	8,883	▲12.2%	4,011	1.0%	105,814	▲15.3%
平成22年度	479	▲10.3%	10,121	10.3%	3,971	▲15.6%	124,949	▲7.3%
平成21年度	534	▲1.7%	9,178	▲8.9%	4,707	7.6%	134,764	6.8%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

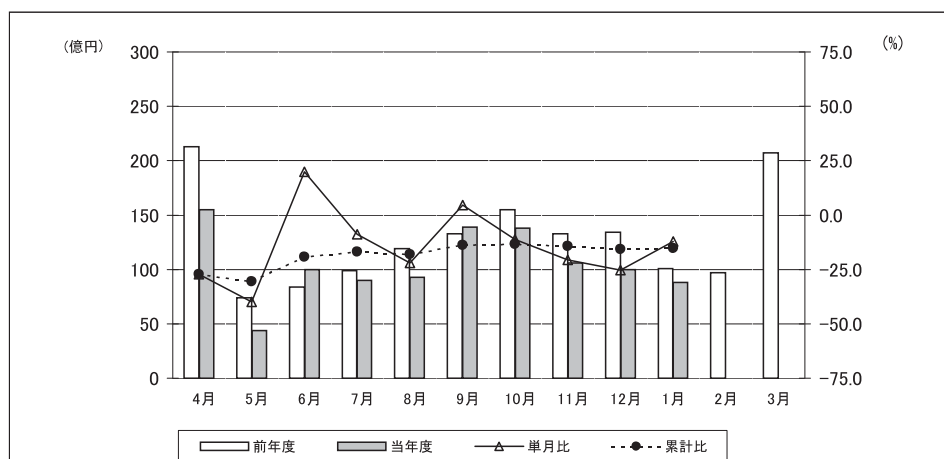
	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増減率	構成比	件 数	請負金額	増減率	構成比
国	19	1,641	97.5%	18.5%	265	21,398	▲23.1%	20.2%
独立行政法人等	4	616	▲52.5%	6.9%	44	13,245	4.4%	12.5%
県	187	4,175	▲6.6%	47.0%	1,391	34,564	▲20.0%	32.7%
市 町 村	271	2,315	▲33.9%	26.1%	2,278	33,468	▲13.0%	31.6%
その他の	2	134	682.7%	1.5%	33	3,137	12.3%	3.0%
計	483	8,883	▲12.2%	100.0%	4,011	105,814	▲15.3%	100.0%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増減率	構成比	件 数	請負金額	増減率	構成比
宮 崎	88	2,465	10.0%	27.7%	827	24,898	▲6.4%	23.5%
高 岡	11	149	50.4%	1.7%	132	1,944	▲9.6%	1.8%
西 都	18	202	▲40.0%	2.3%	193	3,793	▲24.1%	3.6%
高 鍋	15	210	▲80.8%	2.4%	212	7,767	▲24.2%	7.4%
日 南	37	427	▲11.1%	4.8%	265	4,460	▲32.6%	4.2%
串 間	10	120	▲8.5%	1.3%	130	2,208	15.6%	2.1%
都 城	56	1,242	▲45.1%	14.0%	515	11,241	▲4.6%	10.6%
小 林	64	549	31.9%	6.2%	417	6,836	▲47.0%	6.5%
日 向	79	1,084	▲45.3%	12.2%	556	18,178	3.5%	17.2%
延 岡	55	1,971	281.9%	22.2%	412	19,994	▲14.0%	18.9%
西 臼 杵	50	459	▲17.2%	5.2%	352	4,489	▲35.0%	4.2%
計	483	8,883	▲12.2%	100.0%	4,011	105,814	▲15.3%	100.0%

<月別請負金額（前払保証分）>



2. 中間前金払制度のご案内

中間前金払制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、小林市、串間市、西都市、三股町、高鍋町、木城町、都農町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、国土交通省、農林水産省など。

<請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

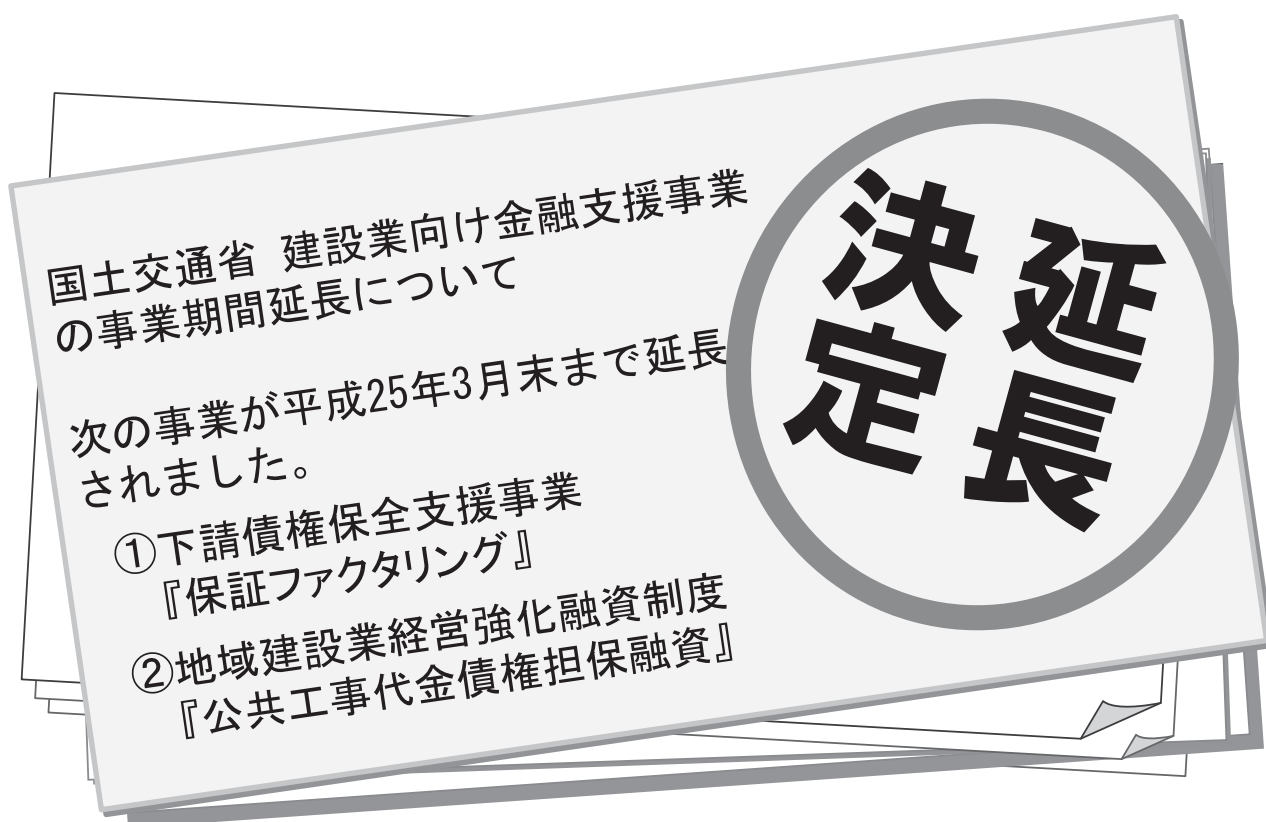
※ 認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書（申請書）」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成23年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成24年1月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率(件数)	増減率(請負金額)
国土交通省	4	872,025	▲42.9%	▲72.8%
国立大学法人	4	4,031,685	—	—
宮崎県	127	6,562,225	▲11.8%	▲13.1%
宮崎市	46	1,582,664	9.5%	▲40.0%
都城市	24	2,114,376	71.4%	51.0%
延岡市	23	1,334,096	▲11.5%	26.4%
小林市	7	93,323	75.0%	53.2%
西都市	4	95,928	33.3%	58.3%
美郷町	1	29,274	0.0%	▲64.1%
椎葉村	1	24,780	—	—
その他	4	829,498	0.0%	▲58.7%
計	245	17,569,875	▲1.2%	▲5.2%

3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』実施期間延長のお知らせ



(株)建設総合サービス(西日本建設業保証グループ)が実施しております『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』の実施期間が更に1年間延長(平成25年3月まで)となりました。

これからも皆様のご要望に応えられるよう、更に努力してまいりますので、今後ともご利用の程よろしくお願いいたします。

なお、サービスの詳細につきましては、西日本建設業保証(株)宮崎支店、もしくは(株)建設総合サービスへお気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社建設総合サービス 金融事業部

〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2建設交流館

TEL:06-6543-2843 / FAX:06-6543-2849

URL: <http://www.wingbeat.net>

(貸金業登録番号 大阪府知事(2)第12785号)

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL:0985-24-5656

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

建設共済

法定外労災補償制度

おまかせください!

労災上乘せ補償から、
奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>